

成田空港温泉空の湯の災害時における利用に関する協定書

芝山町（以下「甲」という。）と三栄メンテナンス株式会社（以下「乙」という。）とは、芝山町域に地震、火災、風水害等の災害が発生し、芝山町災害対策本部が設置され住民の避難所開設が必要となった場合、乙が設置し管理運営する成田空港温泉空の湯（以下「温浴施設」という。）の一部を避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、芝山町内における大規模災害の発生時において、芝山町民等（以下「町民等」という。）の安全を確保するため、温浴施設の一部を避難所として使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の周知）

第2条 当該温浴施設のうち避難所として使用する範囲・利用方法は、甲乙協議の上あらかじめ定め、甲は芝山町民等にこれを周知するものとする。

2 前項の使用する範囲・利用方法の詳細は別に定める。

（協力要請）

第3条 芝山町内に大規模災害が発生し芝山町災害対策本部が設置され、住民の避難所開設が必要と判断した場合において、甲は乙に対し温浴施設の一部を避難所として使用することを要請し、乙はこれに協力するものとする。

（避難所の運営）

第4条 乙は前条の要請を受けたときは、温浴施設の一般利用を一部制限するものとする。

2 甲は温浴施設に避難所担当責任者を派遣するものとし、当該責任者が乙の施設管理責任者と密接な調整を行い、甲乙協力して避難者の対応にあたるものとする。

（避難所開設日時の周知）

第5条 乙は温浴施設一般利用の一部制限措置が整い次第甲に通知するものとし、甲は芝山町民等に避難所開設の日時、利用方法等を周知するものとする。

（避難所使用にかかる費用負担）

第6条 温浴施設の避難所使用にかかる施設利用等の費用は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 温浴施設内の避難所として使用する施設以外の施設は、すべて利用者の個人負担とする。

3 第1項の費用の支弁時期については、甲乙協議のうえ定めるものとし、費用の請求及び支払いに関する事務手続きについては、甲が定める所定の様式により行うものとする。

(補則)

第7条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1ヶ年とする。ただし有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれかから意思表示がない限り、自動的に継続するものとする。

第8条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は令和元年12月18日から施行するものとする。
- 2 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年12月12日

千葉県山武郡芝山町小池992

甲 芝山町
芝山町長 相川勝重

千葉県山武郡芝山町香山新田45-4

乙 三栄メンテナンス株式会社
代表取締役社長 萩原康宏